日本比較法研究所 2022 年度共同研究

35. (Gno.85) 国際関係法(私法系)の基本問題の研究

代表:楢﨑 みどり

2019/02/13 (承認) 2019 年度 (開始)

【研究の目的】

裁判所または裁判外での私人間または私人と国家との間の国際紛争解決において、文化的背景を異に する実務的規律ないし法的規範の衝突が、紛争処理の障害となり得る。このような衝突において最密接 関係の探究による国際私法の伝統的理解と現代的課題をあらためて検討することが本研究の目的である。

【研究活動及び成果】

総括

本研究グループは、私人と私人の間または私人と国家の間の渉外的紛争について、広義の国際私法(国際関係法(私法系))の現代的課題を検討することを目的としている。2022 年度は、国際仲裁判断の承認執行に関する各国法の制度、ICSID 仲裁判断の国内裁判所による執行、婚姻および離婚に関する国際家族法の問題、国際環境損害の民事訴訟など、メンバーによる個別テーマの研究として、諸外国および日本の法の現状を、諸外国および国内の裁判例の動向と合わせて研究した。

口頭発表

グループ内の個別報告を以下のように行った(2022年度は1件のみ)。

2022 年 4 月 21 日 (木) 梶田幸雄「外国判決の承認と相互主義― 中国のケースを参考にして」